

前回（第 6 回）会議の委員からの意見

1. 議事：

- (1) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について
- (2) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒に対する通常の学級での支援について

2. 概要：

(1) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

- 事務局から資料 2 に基づき説明した後、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」有識者会議座長・宮崎委員から、以下の補足説明があった。
- 本調査は、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合の推定であり、いわゆる発達障害や知的障害のある児童生徒の割合を推定するものではない。前回調査と比較し、調査対象に高等学校が加わり、調査項目も小学校と中学校・高等学校とで異なるため、調査結果の単純比較は困難。また、多様な要因が想定されるため、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が増加した具体的理由を特定する事も困難。
- 学級担任が児童生徒の困難の状況を把握している一方で、具体的な支援の中身についての対応に改善の余地があることも分かったため、本会議ではグッドプラクティス等をまとめていきたい。
- 福祉機関等の外部機関との連携の在り方も不十分であり、今後本会議で検討すべき課題。

【意見交換】

- 高等学校の2.2%という数字について、小中学校よりも全体の割合は低いが、通信制課程に在籍する生徒数が増えている状況もあるため、そうした現状を踏まえ検討が必要。
- 年齢が上がるにつれて学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が下がる理由についての分析が必要。また、中学校第1学年における割合が小学校第6学年に比べて低いことに関連して、当該生徒に関する個別の教育支援計画等の活用や効果的な引継ぎが十分になされていないことが挙げられているが、関連が不明。支援を受けていない児童生徒への対応について、今後の課題と認識している。
→調査を担当した委員によれば、年齢が上がるにつれて困難さが落ち着くこと以上に、中学校に進学する際に個人情報保護等のため引継ぎが十分になされないことによる影響が、中学校第1学年での減少の大きさに現れているのではないかという声があった。支援が十分に行き届いていない状況は改善し、通級による指導を受けていない児童生徒への支援につなげていきたい。
- 高等学校の場合は、入学者選抜があったり学校ごとに特色があったりするため、サンプル数や抽出方法によっては実情を的確に捉えられていない懸念がある。
→高等学校の通信制課程は調査対象外としているが、統計学上は十分な抽出数であり、全日制・定時制・学科等のバランスも考慮。

- 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の全てが通級による指導の対象になるわけではないところ、通級による指導を必要としている児童生徒のうち現在通級による指導を受けている児童生徒の割合はどの程度か。
→高等学校における通級による指導を平成30年度に制度化し、最近の調査では、通級による指導を希望している高等学校の生徒2,400人のうち1,300人のみ通級による指導を受けられているという実態があり、今後、高等学校も含め更なる充実が必要。
- 特別な教育的支援が必要な児童生徒の割合は、教員からのSOSであり、ニーズは認識するものものどう対応すれば良いか分からず手立てに困っている状況が見えてくる。通常の学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒がいることを前提として学級経営や授業作りをすることと、それでも困難さがある児童生徒への個別的支援を検討するという2段階のプロセスが大切。
- 通常の学級で何らかの困難さがあればすぐ別の場での個別的支援で対応しようとするのではなく、集団全体に対する工夫や集団の中で教員ができる実現可能な個別的支援を検討し、それでも対応が難しい場合には通級による指導や特別支援学級の必要性を検討するプロセスが大切。また、そのために特別支援教育コーディネーターが助言をする役割を担えるよう、校内体制について改めて検討が必要。
- 調査結果から、この10年で教師の児童生徒の実態を把握する力が高まったことが読み取れる一方、教師が一人で抱え込んでしまいがちで、校内全体で支援するという点が不十分という課題も浮き彫りになった。校内委員会を形骸化せずに校内全体で特別支援教育を行うこと、通級による指導の量的拡大の必要性が明確になった。
- 中学校第1学年において、小学校第6学年と比較して学習面、各行動面それぞれで割合が大きく減少していることについて、小中学校間の引継ぎが不十分であることとの関連が挙げられているが、経験上、引継ぎはしっかりとされていたと認識。
- 本調査において、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合の増加要因について、特定は困難であるとしておきながら、想定上の理由を挙げているのは何故か。影響が大きいため可能な限り避けるべきではないか。
→今回の調査は、発達障害のある児童生徒の割合を推定するものではなく、あくまで学習面、行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合を推定するもの。その上で、増加理由は、全国学力・学習状況調査の結果などを考慮し、有識者会議において、児童生徒の生活習慣や生活環境の変化として考えられる影響が、可能性として例示されたもの。
- 学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が、年齢が上がるにつれて小さくなっていくのは単に支援の効果だけではなく、小・中・高等学校での教員の、児童生徒の困難さに対する受け止め方が異なるからではないか。通常の学級の担任の専門性が上がり、校長のリーダーシップの元に学校が組織として対応するチーム学校をどう運営していくかが今後の大きな課題。
- 読み書き、計算、推論、不注意といった、少し見えにくい障害や教育的支援が必要な児童生徒の割合が前回より上がっていることは重要。教員の専門性にも不十分さがある中で、学習障害等に関わる特性のある児童生徒をどのように手当していくか検討が必要。また、学習面と行動面に分けて結果を分析する必要があるのではないか。

- 引継ぎを制度として定着させていくために、小中高大、国公私間、特に自治体間で、指導要録のフォーマットの統一化など情報を共有出来るような仕組みの検討が必要。

(2) 学校教育法施行令第22条の3（以下、「22条の3」とする）の障害の程度に該当する児童生徒に対する通常の学級での支援について

- 事務局から資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。
- 小中学校における就学先決定とは異なり、高等学校では入学者選抜という形で、保護者や本人が最終的に決定をするため、保護者や本人が的確に判断できるよう、情報提供をしっかりと行うことが必要。知的障害がある生徒に対する高等学校での学習指導において課題意識を持つべき、特に単位修得の判断は難しく課題である。
- 通常の学級においても特別の教育課程で学べるようにするために、支援体制や人的資源、教育課程をどう整えるかは、特別支援教室構想の具体化をする上でも重要な論点。
- 知的障害に対する通級による指導についての実践研究において、1年半ほどの間で知的障害のある児童はできるようになった事が増え、通常の学級では教員がユニバーサルな学級経営と授業づくりの観点で工夫を実践するようになった。知的障害がある児童生徒であっても、支援体制を工夫することで一貫した指導や役割分担が可能ではないか。
- 知的障害も含め、様々なニーズのある児童生徒にとって望ましい体制は、集団における支援、通常の学級における専門性、特別支援教育の専門性が融合され、学校がチームとして支援できる体制をとれること。その実現には、特別支援教育の専門性が高い特別支援学校と、通常の学校とがチームとしてより密に連携できることが必要。高等学校と特別支援学校が同じ敷地内にある阪神昆陽高等学校と阪神昆陽特別支援学校の実践を参考に、通常の教育と特別支援教育を融合させていくような取組をモデル事業等で実践し、教育課程上の問題等を如何にクリアしていくかを検討すべき。
- 阪神昆陽高校と阪神昆陽特別支援学校のように、同じ敷地内に2つの学校があり、柔軟な行き来が出来るような学校が増えていくことが大事。
- 知的障害の教育課程においても、外国語を通常の教育課程と同じように学ばせるべき。
- 校内委員会の機能を充実させるため、特別支援教育コーディネーターの専門性を高める事が重要。
- 特別支援学校のセンター的機能について、特別支援学校の教員が間接的な相談・助言にとどまらず、例えば通級による指導ができるなど、地域の小・中・高等学校の直接的な指導・支援のサポートに回れるようにすることも重要。
- 学習指導要領上、特別な配慮が必要な児童生徒には不登校や外国人児童生徒も挙げられていることから、通級による指導における指導内容（自立活動等）や通級による指導の対象を広げるべき。
- 22条の3に該当する児童生徒は、特別支援教育の専門家による指導が必要となるため、特別支援教育支援員の配置にとどまらず、通常の学級等で受け入れる際には特別支援学校教諭免許状保有者が配置されるなど、教員の量と質の担保が必要。

- 阪神昆陽高等学校・特別支援学校の取組については教育課程上の課題を検討すべき。当面は交流及び共同学習のより一層の推進が重要であり、教員の柔軟な行き来も含めて推進方策を検討すべき。
- 知的障害に対する通級による指導の成果は、通級による指導による成果以外の教員のアプローチ等も含めた結果であると思われるため、成果については慎重な検討が必要。
- 現状は何らかの困難を抱える児童生徒をすぐに特別支援学級につなげるような傾向が強まっていると感じており、通常の学級における集団の中での指導の在り方についての研究が必要。
- 通級指導担当教員について、現状に見合った配置がなされるよう検討すべき。
- 病弱の児童生徒については、病状によって22条の3に非該当になり通常の学級に在籍することになっても、22条の3に該当する病気の児童生徒と同等の特別な支援を必要とする場合があるため、通常の学級においても対応ができるようになることが望ましい。通常の学級、特別支援学級、病弱・身体虚弱の特別支援学級、病弱の特別支援学校との連携の下で子供たちを支えていくこと、学校間の連携により情報共有をしっかりと行うことが重要。
- 保護者の立場として、専門的な教育を受ける環境はもちろん大事にしたいが、年に一度の行事的な関わりではなく、一緒に日常的に過ごしお互いを知るという当たり前の社会の縮図としての学校であってほしいと感じている。特別支援学校と通常の学校が同じ敷地内にあるようなモデルケースを進めるとともに、現状の学校教育を良くするために、教員養成の段階で特別支援教育に関わる期間を設ける等の取組を進めるべき。
- 知的障害の通級による指導等について、特別支援学校のセンター的機能の活用を検討すべき。また、宮城教育大学で既に行われた実践研究も参考にすべき。
- 22条の3に該当する児童生徒について、通級による指導のみならず、通常の学級での就学支援や学級経営、校内体制の見直しについて抜本的な見直しが必要。
- 特別支援学校のセンター的機能を特別支援学校に固定せず、教育委員会にセンター的役割を果たす教員を配置し、圏域や市町村内で児童生徒のニーズに応えられるような、活用しやすい在り方を考えるべき。併せて、通常の小・中・高等学校のコーディネーターの専門性も強化し、特別支援学校のセンター的機能を活かして派遣された教員と連携して校内体制を充実させていけるようにすべき。
- 知的な遅れのある児童生徒への通級による指導は、通級指導担当教員が児童生徒の特徴を見抜き、その児童生徒に合った教え方を工夫し、授業に活かせるよう通常の学級担任に伝え、授業に反映させていくことで、当該児童生徒の分かり方が変わり、他の児童生徒にも喜ばれるという好循環が生まれることを期待。通常の学級担任が授業の準備をする時間がとれるような工夫も必要。